

2014 年 12 月 23 日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—産業政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（ 第 357 号 ）

商務部、 経営者集中の制限付き承認における 資産剥離の実施方法を明確化

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

商務部は、2014 年 12 月 4 日付で『経営者集中の付加制限性条件に関する規定（試行）』（商務部令 2014 年第 6 号、以下『規定』という）を公布しました。『独占禁止法』（主席令第 68 号）に基づく経営者集中審査において、商務部が条件付きで集中取引の実施を承認する場合がありますが、『規定』はその際の条件確定方法や資産剥離の実施手順等を明確化しています。

『規定』は、2015 年 1 月 5 日より施行され、同時に『経営者集中の資産もしくは業務剥離実施に関する暫定規定』（商務部公告 2010 年第 41 号）が廃止となります。

□ 当事者の提案をもとに承認を決定

経営者集中審査とは、合併や買収等の「経営者の集中」が発生する取引が市場競争を排除・制限するおそれがないかを判断する行政手続です。『独占禁止法』は、「禁止しない経営者集中に対し、国务院独占禁止法執行機構は集中の競争に対して発生する不利な影響を減少させる制限性条件を付加することができる」（第 29 条）としており、商務部は市場競争の排除・制限をもたらす可能性のある集中取引について、当事者による「制限性条件」の履行を前提に集中取引を承認することができます。

制限性条件には、特定の資産や業務を剥離（売却）させる構造型条件、公平な条件による第三者への特許使用許可等を義務付ける行為性条件、二者を併用する総合性条件があります

（図表 1 参照）。実際の案件審

【図表 1】経営者集中実施の制限性条件

構造型条件	有形資産・無形資産（知的財産権等）・権益の剥離（売却）
行為性条件	インフラ（ネットワーク、プラットフォーム等）の開放、中核技術（特許等の知的財産権を含む）の使用許可、排他的協議の終了
総合性条件	構造型条件と行為性条件の併用

（『規定』第 3 条）

査においては、商務部が競争排除・制限の可能性を指摘して集中取引の当事者と協議を行い、競争の排

除・制限を緩和する調整案（救済方案）を提出させ、その案をもとに条件付承認の決定を下すケースが多いようです。

『規定』は、当事者が商務部の指摘を受けて、あるいは自主的に制限性条件を提案することができると規定しています（第 5 条、第 6 条）。商務部は、当事者が提出した提案の有効性、実行可能性、即時性を評価して、その結果を当事者に通知しなければならず（第 7 条）、評価に際してはアンケート調査、座談会の開催、専門家による論証等の方法で政府関係部門や業界団体、企業（同業他社や川上・川下企業）等から提案に対する意見を聴取することができます（第 8 条）。なお、当事者による最終的な救済方案は、「さらなる審査段階」（二次審査段階）¹終了日の 20 日前までに提出しなければなりません（第 6 条）。

実際に課される制限性条件としては、「公平・合理的・無差別（FRAND）」条件に基づく第三者への商品販売、買収先の独立性維持、特定業務の剥離（売却）等が挙げられます（右上囲み参照）。制限性条件の履行に当たって、商務部は当事者に対し、監督受託者に委託して履行状況を監督させるよう求めるケースがあります。この場合、当事者は商務部の決定から 15 日以内に監督受託者の候補を商務部に提出し、その同意を得る必要があります（第 18 条）。

実際の制限性条件の事例

- ✓ FRAND 条件による第三者への製品販売
- ✓ FRAND 条件による第三者への特許使用許可
- ✓ 抱き合わせ販売の禁止
- ✓ 指定商品の毎年一定幅での価格引き下げ
- ✓ 買収先の独立性維持
- ✓ 買収先に対する株主権利の制限
- ✓ 特定業務の売却
- ✓ 子会社持分の売却
- ✓ 制限性条件履行状況の定期報告 等

（商務部公告に基づき、中国アドバイザー一部作成）

【図表 2】資産剥離関係者の条件

監督受託者、剥離受託者の条件	✓ 剥離義務者、剥離先から独立していること、 ✓ 受託者の職責を履行できる専門チームを有しており、メンバーは監督に必要な専門知識・技能・経験を有していること ✓ 実行可能な業務計画案を提出できること ✓ 剥離先の確定過程を監督できること ✓ 商務部が提出するその他の要求
資産剥離先の条件	✓ 集中に参画する経営者から独立していること ✓ 必要な資源、能力を有し、剥離業務を使用して市場競争に参画する意向があること ✓ 他の監督管理機構の批准を取得していること ✓ 集中に参画する経営者に融資して剥離業務を購入しないこと ✓ 商務部が具体的な案件状況に基づき提出するその他の要求

（『規定』第 11 条、第 19 条）

資産・業務の剥離（売却）

には、「自社による剥離」方式と他社に剥離作業を委託する「受託による剥離」方式があります（第 10 条）。経営者集中審査の決定が剥離の期限を規定していない場合、剥離の義務を負う経営者（剥離義務者）あるいは剥離受託者は決定後 6 カ月以内に剥離先を探して売却協議を締

結し、協議締結から 3 カ月以内に所有権移転等の手続を完了させる必要があります（第 13 条、第 15 条）。資産・業務の剥離先（売却先）は、集中取引当事者から独立していることや市場競争に加わる能力・意向を有していること等の条件を満たしていなければなりません（第 11 条、図表 2 参照）。

『規定』はこのほか、剥離義務者の義務（第 20 条）、監督受託者の職責（第 21 条）、制限性条件の変

¹『独占禁止法』は、審査申請の受理から 30 日以内に予備審査を行ってさらに審査を行うかどうかを決定（第 25 条）し、その決定から 90 日以内に「さらなる審査」を完了させなければならないとしています（第 26 条）。なお、規定の状況を満たす場合、「さらなる審査」を最大 60 日間延長することができます。

更・解除条件（第 27 条）等を規定しています。また、行為性条件、総合性条件の監督と実施については、構造的な条件（資産剥離）の関連規定を参照して適用できると明記しています（第 17 条、第 24 条）。

＊

商務部の発表によると、2013 年の経営者集中案件の申告受理件数は 224 件、うち立案件数は 212 件で、審査を終了した 207 件のうち、4 件を条件付きで、残りを無条件で承認しています。また、2008 年 8 月の『独占禁止法』施行以来、2013 年末までの累計で申告受理件数は 866 件、立案件数は 797 件、審査終了件数は 740 件に上っており、審査終了案件のうち、無条件承認が 717 件（審査終了件数全体の 97%）、条件付承認が 22 件、禁止が 1 件という結果になっています。なお、2014 年は第 3 四半期までに 158 件を無条件で、4 件を条件付きで承認し、1 件を禁止しています。

商務部は近年、経営者集中関連規定の整備を急ピッチで進めています。2014 年 2 月には『経営者集中簡易案件適用標準に関する暫定規定』（商務部公告 2014 年第 12 号）を公布し、簡易案件の適用基準やその手続方法を規定²。4 月には『経営者集中簡易案件申告に関する指導意見（試行）』を公開し、ウェブサイト上で簡易案件の開示を始めているほか、6 月には『経営者集中申告に関する指導意見』を公布し、経営者集中審査の申告要求や判断基準を明確化しています³。

『規定』の詳細については、4 ページからの日本語仮訳および 12 ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザリー部 月岡直樹】

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言**：本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持**：本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権**：本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複製、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責**：
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性やいは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。

² 経営者集中簡易案件の適用条件については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 303 号をご参照ください。以下の URL よりダウンロードできます。⇒ http://www.mizuhobank.com/china/jp/fin_info/pdf/BusinessExpressNo.303.pdf

³ 同指導意見の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 330 号をご参照ください。以下の URL よりダウンロードできます。⇒ http://www.mizuhobank.com/china/jp/fin_info/pdf/BusinessExpressNo.330.pdf

(日本語仮訳)

商務部
令 2014 年第 6 号

『経営者集中の付加制限性条件に関する規定（試行）』は、2014 年 9 月 30 日の商務部第 29 回部務会議の審議を経て可決した。ここに公布し、2015 年 1 月 5 日より施行する。

高虎城
2014 年 12 月 4 日

経営者集中の付加制限性条件に関する規定（試行）

第 1 章 総則

第1条 経営者集中の付加制限性条件の法執行業務を規範化し、集中の競争に対して発生する不利な影響を減少させ、関連経営者の合法的な権益を保護するため、『中華人民共和国独占禁止法』に基づき、本規定を制定する。

第2条 禁止しない経営者集中に対し、商務部は集中の競争に対して発生する不利な影響を減少させる制限性条件を付加することができる。

第3条 制限性条件は、以下のような種類を含めることができる。

- (1) 有形資産、知的財産権等の無形資産もしくは関連権益の剥離等の構造的な条件、
- (2) ネットワークもしくはプラットフォーム等のインフラ施設の開放、中核技術の許可（特許、専有技術もしくはその他の知的財産権を含む）、排他的協議の終了等の行為性条件、
- (3) 構造的な条件および行為性条件を結合させた総合的な条件。

第4条 本規定がいう剥離とは、剥離義務者が剥離業務を購入側に売却する行為を指す。

剥離義務者とは、審査の決定に基づき剥離業務を売却しなければならない経営者を指す。

剥離業務とは、経営者が関連市場において有効な競争を展開するのに必要なすべての要素を指し、剥離義務者の有形資産、無形資産、持分、中核人員および顧客協議もしくは供給協議等の権益を含む。剥離業務は、経営者集中に参画する子会社、分支機構もしくは業務部門であって

もよい。

監督受託者とは、申告側の委託を受けて商務部の同意を経て、自社による剥離段階において剥離に対して監督を行うことに責任を負う自然人、法人もしくはその他の組織を指す。

剥離受託者とは、申告側の委託を受けて商務部の同意を経て、受託による剥離段階において剥離業務の売却に責任を負う自然人、法人もしくはその他の組織を指す。

第2章 制限性条件の確定

第5条 商務部は、遅滞なく集中の有する、もしくは有する可能性のある競争の排除、制限効果を提示して理由を説明しなければならず、申告側はこれにより制限性条件の提案（以下「付加条件の提案」という）を提出することができる。

第6条 商務部が提示した競争の排除、制限効果について、申告側が付加条件の提案を提出する場合、さらなる審査段階終了日の20日前までに最終方案を提出しなければならない。

申告側が規定の期限内に付加条件の提案を提出しない場合、または提出した付加条件の提案が集中の競争に対して発生する不利な影響を減少させるのに足りない場合、商務部は当該集中を禁止しなければならない。

商務部が集中の有する、もしくは有する可能性のある競争の排除、制限効果を提示する前にも、申告側は付加条件の提案を提出することができる。

第7条 申告側が規定の期限内に付加条件の提案を提出した場合、商務部は申告側と協商を行い、付加条件の提案の有効性、実行可能性および即時性に対して評価を行い、合わせて評価結果を申告側に通知しなければならない。

申告側が提出した付加条件の提案の第一選択方案に実施を不可能とするリスクが存在する場合、商務部は審査決定において申告側に第一選択方案の基礎の上に予備選択方案を提出するよう要求することができる。予備選択方案は、第一選択方案の条件よりもさらに厳格としなければならない、異なる中核資産を含めることができ、有形資産、知的財産権等の無形資産もしくは関連権益等を含めることができる。

第8条 付加条件の提案を評価するとき、商務部は以下の方式を採用して関連政府部門、業界団体、経営者、消費者の意見を聴取することができる。

- (1) アンケート調査の配布、
- (2) 公聴会の開催、
- (3) 関連専門家を組織して論証を行うこと、
- (4) その他の方式。

第9条 商務部は、制限性条件を付加した審査決定を社会に公布しなければならない。

商務部は、審査決定において申告側が委託する受託者および適用する手順を要求するか否かを明確化しなければならない。

第3章 制限性条件の実施

第10条 付加制限性条件が剥離である場合、自社による剥離もしくは受託による剥離の方式を採用することができる。

自社による剥離とは、剥離義務者が審査決定の規定する期限内に、適切な購入側を探し、売却協議を締結して商務部の審査を経て批准される行為を指す。

受託による剥離とは、剥離義務者が期限どおりに自社による剥離を完成できない状況において、剥離受託者が審査決定の規定する期限内に購入側を見つけ、売却協議を締結して商務部の審査を経て批准される行為を指す。

第11条 自社による剥離を選択する場合、剥離義務者は審査決定の規定する期限内に購入側を見つけなければならない。剥離業務の購入者は、以下の要求に合致していなければならない。

- (1) 集中に参画する経営者から独立していること、
- (2) 必要な資源、能力を擁し剥離業務を使用して市場競争に参画する意向があること、
- (3) その他の監督管理機構の批准を取得すること、
- (4) 集中に参画する経営者に融資して剥離業務を購入してはならないこと、
- (5) 商務部が具体的な案件状況に基づき提出するその他の要求。

購入側がすでに有している、もしくはその他のルートから獲得できる生産要素は、剥離業務と整合していなければならない。購入側は商務部に剥離資産の範囲に対して必要な調整を行うよう求める権利を有する。

第12条 剥離義務者は、審査決定の規定する期限内に商務部に購入側の候補およびそれが購入者と締結する売却協議を提出しなければならない。剥離義務者と購入側との間で締結するいかなる協議も、売却協議、過渡期協議を含めて、審査決定と違背する条項を含んでいてはならない。

剥離義務者が商務部の審査に提出する潜在購入側、監督受託者、剥離受託者は、それぞれ3社を下回ってはならない。特殊な状況において、商務部の同意を経て、上述の候補は3社より少なくてもよい。

商務部は、剥離義務者が提出する監督受託者、剥離受託者、購入側の候補、委託協議および締結予定の売却協議に対して審査を行い、それが審査決定の要求に合致していることを確保しなければならない。

商務部は、上述の審査批准過程において擁した時間は、剥離期限に組み入れない。

第13条 審査決定が自社による剥離の期限を規定していない場合、剥離義務者は審査決定が下された日から6カ月以内に適切な購入側を探して売却協議を締結しなければならない。

案件の具体的な状況に基づき、剥離義務者による理由の説明を経て、商務部は酌量して自社による剥離の期限を延長することができるが、期限延長は最長で3カ月を超えてはならない。

審査決定が受託による剥離の期限を規定していない場合、剥離受託者は受託による剥離の開始の日から6カ月以内に適切な購入者を探して売却協議を締結しなければならない。

第14条 以下の状況において、商務部は剥離義務者が集中実施の前に購入者を探して売却協議を締結するよう要求することができる。

- (1) 剥離の前に剥離業務を維持する競争性および販売可能性に比較的大きなリスクが存在している場合、
- (2) 購入者の身分が剥離業務の市場競争を回復できるか否かに決定的な影響を有している場合、
- (3) 第三者が剥離業務に対して権利を主張している場合。

第15条 剥離義務者は、売却協議締結の日から3カ月以内に剥離業務を売却側に移転し、合わせて所有権移転等の関連法律手続を完成させなければならない。

案件の具体的な状況に基づき、剥離義務者による申請ならびに理由の説明を経て、商務部は酌

量して業務移転の期限を延長することができる。

第16条 商務部の批准を経た購入側が購入する剥離業務が『国務院による経営者集中申告標準に関する規定』の経営者集中申告標準に達している場合、商務部に申告しなければならない。

商務部が審査決定を下す前に、剥離義務者は剥離業務を購入側に売却してはならない。

第17条 その他の種類の制限性条件の実施は、本章の剥離関連の相応規定を参照適用することができる。

第4章 制限性条件の監督

第18条 制限性条件が剥離である場合、剥離義務者は商務部が審査決定を下した日から15日以内に商務部に監督受託者の候補を提出し、受託による剥離段階に入る30日前までに商務部に剥離受託者の候補を提出しなければならない。

剥離義務者は、監督受託者および剥離受託者と書面協議を締結し、各自の権利および義務を明確化しなければならない。

剥離義務者は、監督受託者および剥離受託者の報酬を支払うことに責任を負う。

剥離義務者は、監督受託者、剥離受託者および剥離業務の購入側に対して必要な支持および便宜を提供しなければならない。

第19条 監督受託者および剥離受託者は、以下の要求に合致していなければならない。

- (1) 剥離義務者および剥離業務の購入側から独立していること、
- (2) 受託者の職責を履行する専門チームを有し、チームメンバーは制限性条件に対して監督を行うのに必要な専門知識、技能および関連経験を有していなければならないこと、
- (3) 受託者は実行可能な業務方案を提出すること、
- (4) 購入側の候補確定過程に対して監督すること、
- (5) 商務部が提出するその他の要求。

第20条 剥離完成の前に、剥離業務の継続性、競争性および販売可能性を確保するため、剥離義務者は以下の義務を履行しなければならない。

- (1) 剥離業務とそれが保留する業務との間の相互独立を保持し、合わせて一切の必要な措置を

- 採用して剥離業務の発展に最も合致する方式で管理を行うこと。
- (2) 剥離業務に対して不利な影響のあるいかなる行為をも実施してはならず、被剥離業務の中核職員の雇用、剥離業務の商業秘密もしくはその他の機密情報の獲得等を含む。
 - (3) 専門の管理人を指定し、剥離業務の管理に責任を負わせること。管理人は監督受託者の監督の下に職責を履行し、その任命および交代は監督受託者の同意を得なければならないこと。
 - (4) 潜在的な購入側が公平・合理的な方式で関連剥離業務の十分な情報を獲得し、剥離業務の商業価値および発展潜在力を評価することができるよう確保すること。
 - (5) 購入側の要求に基づきそれに必要な支持および便宜を提供し、剥離業務の順調な引継および安定的な経営を確保すること。
 - (6) 購入側に遅滞なく剥離業務を移管して関連法律手続を履行すること。

剥離義務者は、遅滞なく商務部にその審査決定の遵守、剥離の実施および関連協議の執行等の状況を報告しなければならない。

監督受託者は、剥離義務者の報告事項に対して監督を行う責任を負う。

第21条 監督受託者は、商務部の監督の下に、以下の職責を履行しなければならない。

- (1) 剥離義務者による本規定、審査決定および関連協議規定の義務の履行を監督すること、
- (2) 剥離義務者が推薦する購入者の候補、締結予定の売却協議に対して評価を行い、合わせて商務部に評価報告を提出すること、
- (3) 売却協議の執行を監督し、合わせて定期的に商務部に監督報告を提出すること、
- (4) 剥離義務者と潜在的な購入側の剥離事項について発生する争議を調整すること、
- (5) 商務部の要求に応じて剥離と関連するその他の報告を提出すること。

それが職責履行過程において商務部に提出する各種報告および関連情報を開示してはならない。

第22条 受託による剥離の段階で、剥離受託者は剥離業務のために購入側を探して売却協議に合意させる責任を負う。

剥離受託者は、無条件競売の方式で剥離業務を売却する権利を有する。

第23条 剥離義務者が審査決定に違反し、遅滞なく、有効に剥離業務を履行できない場合、関連政府部門、業界団体、経営者、消費者等の単位もしくは個人は商務部に通報することができる。商務部は、通報者の秘密を保持しなければならない。

第24条 商務部は、申告側が受託者に委託してその他の種類の制限性条件の履行条項に対して監督を行わせるよう要求することができる。その他の種類の制限性条件の義務者の職責、義務、受託者の選択およびその職責は、本章の剥離関連の相応規定を参照適用することができる。

第5章 制限性条件の変更および解除

第25条 審査決定の発効後、商務部は制限性条件に対して再審査を行い、制限性条件を変更もしくは解除することができる。

第26条 集中後の経営者が制限性条件の変更もしくは解除を申請する場合、商務部に書面申請を提出し、合わせて理由を説明しなければならない。

第27条 商務部は、制限性条件の変更もしくは解除の請求を評価するとき、以下の要素を考慮しなければならない。

- (1) 集中取引当事者に重大な変化が発生したか否か、
- (2) 関連市場の競争状況に実質的な変化が発生したか否か、
- (3) 制限性条件の実施が不必要もしくは不可能であるか否か、
- (4) その他の要素。

第28条 経営者による制限性条件の変更もしくは解除の申請について、商務部は遅滞なく書面回答を与えなければならない。商務部が制限性条件の変更もしくは解除を決定した場合、遅滞なく社会に公布しなければならない。

第6章 法律責任

第29条 集中に参画する経営者が審査決定に違反した場合、商務部は期限付きの是正を命令しなければならない。情状が深刻な場合、商務部は集中実施の停止、期限付きの持分もしくは資産の処分、期限付きの営業譲渡およびその他の必要な措置を採用して集中前の状態に回復するよう命令しなければならない。50 万人民币以下の罰金に処することができる。

第30条 受託者が虚偽情報を提供もしくは情報を欺瞞し、勤勉に、職責を尽くして本規定を履行しなかった場合、商務部は是正を命令することができる。

第31条 剥離業務の購入側が本規定に違反した場合、商務部はそれに是正を命令しなければならない。

第 7 章 附則

第32条 本規定は、2015 年 1 月 5 日より施行し、『経営者集中の資産もしくは業務剥離実施に関する暫定規定』（商務部公告 2010 年第 41 号）は同時に廃止する。

(中国語原文)

商务部
令 2014 年第 6 号

《关于经营者集中附加限制性条件的规定（试行）》已经 2014 年 9 月 30 日商务部第 29 次部务会议审议通过，现予发布，自 2015 年 1 月 5 日起施行。

部长高虎城
2014 年 12 月 4 日

关于经营者集中附加限制性条件的规定（试行）

第一章 总则

第一条 为规范经营者集中附加限制性条件执法工作，减少集中对竞争产生的不利影响，维护相关经营者的合法权益，根据《中华人民共和国反垄断法》，制定本规定。

第二条 对不予禁止的经营者集中，商务部可以附加减少集中对竞争产生不利影响的限制性条件。

第三条 限制性条件可以包括如下种类：

- （一）剥离有形资产、知识产权等无形资产或相关权益等结构性条件；
- （二）开放网络或平台等基础设施、许可关键技术（包括专利、专有技术或其他知识产权）、终止排他性协议等行为性条件；
- （三）结构性条件和行为性条件相结合的综合性条件。

第四条 本规定所称剥离，是指剥离义务人将剥离业务出售给买方的行为。

剥离义务人，是指按照审查决定应当出售剥离业务的经营者。

剥离业务，是指经营者在相关市场开展有效竞争所需要的所有要素，包括剥离义务人的有形资产、无形资产、股权、关键人员以及客户协议或供应协议等权益。剥离业务可以是参与集中经营者的子公司、分支机构或者业务部门。

监督受托人，是指受申报方委托并经商务部同意，在自行剥离阶段负责对剥离进行监督的自

然人、法人或其他组织。

剥离受托人，是指受申报方委托并经商务部同意，在受托剥离阶段负责出售剥离业务的自然人、法人或其他组织。

第二章 限制性条件的确定

第五条 商务部应及时提出集中具有或可能具有的排除、限制竞争效果并说明理由，申报方可以据此提出限制性条件建议（以下简称附条件建议）。

第六条 针对商务部提出的排除、限制竞争效果，申报方提出附条件建议的，应在进一步审查阶段截止日前二十日内提交最终方案。

申报方在规定期限内未提出附条件建议的，或者所提出的附条件建议不足以减少集中对竞争产生的不利影响的，商务部应当禁止该项集中。

商务部提出集中具有或可能具有排除、限制竞争效果之前，申报方也可以提出附条件建议。

第七条 申报方在规定期限内提出附条件建议的，商务部应与申报方进行协商，对附条件建议的有效性、可行性和及时性进行评估，并将评估结果通知申报方。

申报方提出的附条件建议首选方案存在不能实施的风险的，商务部可以在审查决定中要求申报方在首选方案基础上提出备选方案。备选方案应比首选方案的条件更为严格，可以包括不同核心资产，包括有形资产、知识产权等无形资产或相关权益等。

第八条 评估附条件建议时，商务部可以采用以下方式征求相关政府部门、行业协会、经营者、消费者的意见：

- （一）发放调查问卷；
- （二）召开听证会；
- （三）组织相关专家进行论证；
- （四）其他方式。

第九条 商务部应当将附加限制性条件的审查决定向社会公布。

商务部应在审查决定中明确是否要求申报方委托受托人及适用的程序。

第三章 限制性条件的实施

第十条 附加限制性条件为剥离的，可采取自行剥离或者受托剥离的方式。

自行剥离指剥离义务人在审查决定规定的期限内，找到适当的买方、签订出售协议并经商务部审核批准的行为。

受托剥离指剥离义务人未能如期完成自行剥离的情形下，由剥离受托人在审查决定规定的期限内寻找买方、签订出售协议并经商务部审核批准的行为。

第十一条 采取自行剥离的，剥离义务人应在审查决定规定的期限内寻找买方。剥离业务的买方应当符合下列要求：

- (一) 独立于参与集中的经营者；
- (二) 拥有必要的资源、能力并有意愿使用剥离业务参与市场竞争；
- (三) 取得其他监管机构的批准；
- (四) 不得向参与集中的经营者融资购买剥离业务；
- (五) 商务部根据具体案件情况提出的其他要求。

买方已有或者能够从其他途径获得的生产要素应当与剥离业务相匹配，买方有权请求商务部对剥离资产的范围进行必要的调整。

第十二条 剥离义务人应在审查决定规定的期限内向商务部提交买方人选及其与买方签署的出售协议。剥离义务人与买方之间签署的任何协议，包括出售协议、过渡期协议，不得含有与审查决定相违背的条款。

剥离义务人提交商务部审查的潜在买方、监督受托人、剥离受托人应各不少于三家。在特殊情况下，经商务部同意，上述人选可少于三家。

商务部应对剥离义务人提交的监督受托人、剥离受托人、买方人选、委托协议和拟签订的出售协议进行审查，以确保其符合审查决定的要求。

商务部在上述审查批准过程中所用时间不计入剥离期限。

第十三条 审查决定未规定自行剥离期限的，剥离义务人应在审查决定作出之日起六个月内找到适当的

买方并签订出售协议。

根据案件具体情况，经剥离义务人说明理由，商务部可以酌情延长自行剥离期限，但延期最长不得超过三个月。

审查决定未规定受托剥离期限的，剥离受托人应当在受托剥离开始之日起六个月内寻找适当的买方并签订出售协议。

第十四条 在下列情况下，商务部可以要求剥离义务人在集中实施之前寻找买方并签订出售协议：

- （一） 剥离之前维持剥离业务的竞争性和可销售性存在较大风险；
- （二） 买方的身份对剥离业务能否恢复市场竞争具有决定性影响；
- （三） 第三方对剥离业务主张权利。

第十五条 剥离义务人应当在出售协议签订之日起三个月内将剥离业务转移给买方，并完成所有权转移等相关法律程序。

根据案件具体情况，经剥离义务人申请并说明理由，商务部可酌情延长业务转移的期限。

第十六条 经商务部批准的买方购买剥离业务达到《国务院关于经营者集中申报标准的规定》经营者集中申报标准的，应向商务部申报。

商务部作出审查决定之前，剥离义务人不得将剥离业务出售给买方。

第十七条 其他种类限制性条件的实施，可以比照适用本章有关剥离的相应规定。

第四章 限制性条件的监督

第十八条 限制性条件为剥离的，剥离义务人应在商务部作出审查决定之日起十五日内向商务部提交监督受托人人选，在进入受托剥离阶段三十日前向商务部提交剥离受托人人选。

剥离义务人应与监督受托人和剥离受托人签订书面协议，明确各自权利和义务。

剥离义务人应负责支付监督受托人和剥离受托人报酬。

剥离义务人应对监督受托人、剥离受托人和剥离业务买方提供必要的支持和便利。

第十九条 监督受托人和剥离受托人应当符合下列要求：

- （一）独立于剥离义务人和剥离业务的买方；
- （二）具有履行受托人职责的专业团队，团队成员应当具有对限制性条件进行监督所需的专业知识、技能及相关经验；
- （三）受托人提出可行的工作方案；
- （四）对买方人选确定过程的监督；
- （五）商务部提出的其他要求。

第二十条 在剥离完成之前，为确保剥离业务的存续性、竞争性和可销售性，剥离义务人应当履行下列义务：

- （一）保持剥离业务与其保留的业务之间相互独立，并采取一切必要措施以最符合剥离业务发展的方式进行管理；
- （二）不得实施任何可能对剥离业务有不利影响的行为，包括聘用被剥离业务的关键员工，获得剥离业务的商业秘密或其他保密信息等；
- （三）指定专门的管理人，负责管理剥离业务。管理人在监督受托人的监督下履行职责，其任命和更换应得到监督受托人的同意；
- （四）确保潜在买方能够以公平合理的方式获得有关剥离业务的充分信息，评估剥离业务的商业价值和发展潜力；
- （五）根据买方的要求向其提供必要的支持和便利，确保剥离业务的顺利交接和稳定经营；
- （六）向买方及时移交剥离业务并履行相关法律程序。

剥离义务人应当及时向商务部报告其遵守审查决定、实施剥离和执行相关协议等情况。

监督受托人负责对剥离义务人的报告事项进行监督。

第二十一条 监督受托人应当在商务部的监督下，履行下列职责：

- （一）监督剥离义务人履行本规定、审查决定及相关协议规定的义务；
- （二）对剥离义务人推荐的买方人选、拟签订的出售协议进行评估，并向商务部提交评估报告；
- （三）监督出售协议的执行，并定期向商务部提交监督报告；
- （四）协调剥离义务人与潜在买方就剥离事项产生的争议；
- （五）应商务部的要求提交其他与剥离有关的报告。

不得披露其在履行职责过程中向商务部提交的各种报告及相关信息。

第二十二条 在受托剥离阶段，剥离受托人负责为剥离业务找到买方并达成出售协议。

剥离受托人有权以无底价方式出售剥离业务。

第二十三条 如果剥离义务人违反审查决定，未能及时、有效地履行剥离义务，相关政府部门、行业协会、经营者、消费者等单位或个人可以向商务部举报。商务部应当为举报人保密。

第二十四条 商务部可以要求申报方委托受托人对其他种类限制性条件履行情况进行监督。其他种类限制性条件义务人的职责、义务、受托人的选择及其职责，可以比照适用本章有关剥离的相应规定。

第五章 限制性条件的变更和解除

第二十五条 审查决定生效后，商务部可以对限制性条件进行重新审查，变更或者解除限制性条件。

第二十六条 集中后经营者申请变更或解除限制性条件的，应向商务部提出书面申请，并说明理由。

第二十七条 商务部评估变更或解除限制性条件请求时，应考虑如下因素：

- (一) 集中交易方是否发生重大变化；
- (二) 相关市场竞争状况是否发生了实质性变化；
- (三) 实施限制性条件是否无必要或不可能；
- (四) 其他因素。

第二十八条 经营者申请变更或者解除限制性条件，商务部应及时给予书面答复；商务部决定变更或解除限制性条件的，应当及时向社会公布。

第六章 法律责任

第二十九条 参与集中的经营者违反审查决定，商务部应责令限期改正。情节严重的，商务部应责令停止实施集中、限期处分股份或者资产、限期转让营业以及采取其他必要措施恢复到集中前的状态，可处以五十万元人民币以下的罚款。

第三十条 受托人提供虚假信息或隐瞒信息，未能勤勉、尽职地履行本规定的，商务部可以责令改正。

第三十一条 剥离业务的买方违反本规定的，商务部应责令其改正。

第七章 附则

第三十二条 本规定自 2015 年 1 月 5 日起施行，《关于实施经营者集中资产或业务剥离的暂行规定》（商务部公告 2010 年第 41 号）同时废止。